

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 2月20日

【会社名】 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS

【英訳名】 USEN-NEXT HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 宇野康秀

【本店の所在の場所】 東京都品川区上大崎三丁目 1番 1号

【電話番号】 03-6823-7015

【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO 馬淵将平

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区上大崎三丁目 1番 1号

【電話番号】 03-6823-7015

【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO 馬淵将平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、2023年2月17日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン(以下「PPJ」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第6号の2及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本株式交換に関する事項

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン
本店の所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号
代表者の氏名	代表取締役社長 田中 徹
資本金の額	100百万円
純資産の額	6,066百万円(2022年3月31日現在)
総資産の額	7,599百万円(2022年3月31日現在)
事業の内容	動画配信等のプラットフォーム運営等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：百万円)

事業年度	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	2,849	7,346	8,535
営業損失()	3,333	677	738
経常損失()	3,332	676	737
当期純損失()	3,337	680	741

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(2022年9月30日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
株式会社TBSホールディングス	31.25%
株式会社日本経済新聞社	15.63%
株式会社テレビ東京ホールディングス	15.63%
株式会社電通グループ	14.80%
株式会社WOWOW	7.45%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社グループは、持株会社体制の下、「未来を今に近づける“ソーシャルDX”カンパニー」をパーパスとして5つの事業セグメントを展開しており、当社グループの経営資産である安定した顧客基盤やダイレクトセールス、テレマーケティング、WEBマーケティング、代理店網など多岐に亘る販売チャネル等を活用し、事業会社間のナレッジ共有化・連携強化を通じてグループシナジーを最大化させ、安定的な利益の創出及び事業価値の更なる向上を目指しております。また、With/Afterコロナにより大きく変化する消費行動や企業活動、社会環境に対して市場ニーズやビジネス機会をいち早く捉え、IoT・AIといった急速に進化するテクノロジーを活用し、迅速な意思決定の下で、コンテンツ配信サービス、店舗・施設向けDXサービスなどの高成長分野に対する積極的な投資を進めております。

その中で、当社の連結子会社である株式会社U-NEXT(以下「U-NEXT」といいます。)が行っているコンテンツ配信事業については、「ひとりひとりに、最高の時間を配信する。」をミッションとしてコンテンツ配信サービス「U-NEXT」を展開しており、1つのアプリケーションでの「ビデオ」、「ブック」、「音楽」、「ライブ」のシームレスな視聴環境、24万本以上の見放題動画コンテンツ、84万冊以上の電子書籍といった圧倒的なラインアップ、最新動画コンテンツなど有料作品の購入・レンタルや映画鑑賞チケットへ交換可能な1,200ポイントの毎月提供等を特長としております。新型コロナウイルス感染拡大による「巣ごもり」需要は足元で一服感がありつつも、動画配信市場全体の規模が継続して拡大している中、契約者数は2022年11月末現在で約285万人と順調に増加しております。

一方、PPJにおいては、『映像エンタテインメントを通して「楽しい」で満たされる世の中へ』をビジョンとして動画配信サービス「Paravi」を展開しており、株主であるメディアグループ各社から人財と知見を集め、ドラマやバラエティなどのジャンルを中心にテレビ放送と連動した最新作やスピンオフのコンテンツ提供、テレビ放送枠内でのサービスプロモーション等を特長としております。U-NEXTと同様に動画配信市場全体の規模拡大を背景に、2017年の会社設立以来契約者数を順調に拡大、2022年12月末現在で約85万人となっております。

上記の通り、U-NEXT及びPPJともに着実に事業を成長させてきておりますが、外資を含む新規プレイヤーの参入やコンテンツ調達価格の高騰、地政学リスクやサプライチェーン問題、円安やインフレーション進行などに起因する物価高に基づく一般消費者の支出見直し・選別等により競争環境が非常に激化しており、そのような状況下における事業成長戦略の実行が両社共通の重要な課題認識であったため、2022年9月頃より当社、U-NEXT、PPJ、PPJ株主間で今後の協業の可能性につき検討を進めてまいりました。その結果、U-NEXTとPPJが経営統合することにより、更なる事業価値の向上が見込まれるとの結論に至ったため、2023年2月17日付で、U-NEXTと株式会社TBSホールディングス、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ東京との間でそれぞれコンテンツ調達やマス向けプロモーション等に係る協業内容を定めた業務提携を、また、U-NEXTと株式会社電通及び株式会社博報堂D Yメディアパートナーズとの間でそれぞれ動画配信プラットフォームを活用した広告等に係る協業内容を定めた業務提携契約(以下各業務提携契約を総称して「本業務提携契約」といいます。)を締結しております。

また、将来的には「U-NEXT」と「Paravi」のサービス統合を予定しており、統合により現在両サービスそれぞれで負担している事業運営コストに関して現状のPPJ損失額を吸収する規模の削減が見込めるものと考えております。

<主な想定シナジー>

「U-NEXT」及び「Paravi」の両サービスの重複加入を考慮しない単純合算ベースで約370万人のユーザー基盤の構築

U-NEXTが強みを持っているアニメ、海外・アジアドラマ、邦画・洋画、ライブ配信とPPJが強みを持っている国内ドラマ、バラエティを融合したコンテンツラインアップの強化

U-NEXTが強みを持っているWEBプロモーションや不動産・シネコン等とのアライアンスによるリアルマーケティングとPPJが強みを持っているテレビ放送枠でのプロモーションを掛け合わせたクロスマーケティングによるブランディングの強化

将来的なサービス統合によるシステムインフラ、コンテンツ調達、プロモーション、カスタマーセンターなど事業運営費用の効率化によるコストシナジー

オリジナルIPの創出など、PPJ及びPPJ株主が持つクリエイティブ・プロダクション力とU-NEXTが持つIT技術開発力を融合した新たなクロスエンタメサービスの創出可能性

以上により、当社及びPPJは、株式交換比率を含む本株式交換に係る諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、2023年2月17日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

併せて、当社及びU-NEXTは、2023年2月17日開催の取締役会において、本株式交換の効力が生じることを条件として、U-NEXTを吸収合併存続会社とし、本株式交換によって当社の連結子会社となった後のPPJを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うこと、本合併後のU-NEXTとの協業関係強化のため、U-NEXTを発行会社、PPJ株主である株式会社TBSホールディングス及び株式会社博報堂DYメディアパートナーズ(以下2社を合わせて「本増資引受会社」といいます。)を引受先とした第三者割当による新株式発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を行うことを決議し、同日、U-NEXTとPPJの間で本合併に係る吸収合併契約、U-NEXTと本増資引受会社との間で本第三者割当増資に係る総数引受契約をそれぞれ締結いたしました。

当社グループといたしましては、今回の一連の組織再編及び本業務提携契約を通じた強固な協業関係の構築により、当社グループの経営資源の最適かつ効率的な活用と、U-NEXTとPPJの経営統合及びサービス統合によるシナジーの最大化を通じて、日本発のコンテンツ配信プラットフォーム連合として市場でのプレゼンスをより一層高めることで、当社グループの企業価値の向上を図ってまいります。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、PPJを株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により本株式交換契約につき株主総会の承認を得ることなく、また、PPJにおいては、2023年3月30日開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2023年3月31日を効力発生日として行われる予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	PPJ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	7.94
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：2,540,800株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

PPJの普通株式(以下「PPJ株式」といいます。)1株に対して、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)7.94株を割当交付いたします。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社及びPPJで協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、当社がPPJの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるPPJの株主に対して、その所有するPPJ株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。なお、割当交付する当社株式には、別途2,540,800株を上限とする当社株式の取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を通じて保有することとなる自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。本自己株式取得に関する概要については、2023年2月17日に別途公表する「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」をご参照ください。

(注3) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1単元(100株)未満の株式)を保有することとなるPPJの株主においては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことが可能です。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなるPPJの株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

PPJは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

その他の本株式交換契約の内容

当社がPPJとの間で、2023年2月17日付で締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりです。

株式交換契約書

株式会社USEN-NEXT HOLDINGS(以下「甲」という。)及び株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン(以下「乙」という。)は、2023年2月17日付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条(甲及び乙の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲(株式交換完全親会社)
商号：株式会社USEN-NEXT HOLDINGS
住所：東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- (2) 乙(株式交換完全子会社)
商号：株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン
住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号

第3条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2023年3月31日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て等に関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に7.94を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式7.94株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第5条(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額とする。

第6条(株主総会による承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第7条(会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。
2. 甲及び乙は、本契約の締結日以降、効力発生日よりも前の日を基準日又は決済日とする剰余金の配当を行わない。但し、甲において2022年10月13日付「2022年8月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」として公表済みの2023年2月末日を基準日とした中間配当については、この限りではない。

第8条(本契約の変更又は解除)

1. 本契約締結後効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合、その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、本契約を解除することができる。

第9条(本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項但書の規定による甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、本契約につき甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに、本契約につき第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 効力発生日の前日までに、法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の認可又は承認等が得られない場合(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づき甲が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会より排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含むが、これらに限られない。)
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第10条(本契約上の地位等の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第11条(準拠法)

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

第12条(合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条(誠実協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、本契約の趣旨に従い、相互に誠実に協議の上でこれを定める。

本契約締結の証として、甲及び乙は、本契約の正本2通を作成し、それぞれ署名捺印又は記名押印の上、各1通を保有する。

2023年2月17日

甲： 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社USEN-NEXT HOLDINGS
代表取締役社長CEO 宇野 康秀

乙： 東京都港区赤坂一丁目12番32号
株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン
代表取締役社長 田中 徹

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の決定に当たって公平性・妥当性を確保するため、当社及びPPJから独立した第三者算定機関である大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は、大和証券から受領した株式交換比率に関する算定書を踏まえて慎重に検討し、当社及びPPJの財務状況、業績動向等の要因を総合的に勘案した上で、PPJとの間で協議・交渉を行い、最終的な本株式交換比率は、大和証券が算定した株式交換比率の範囲内であり、当社及びPPJの株主の利益を損なわない妥当なものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社及びPPJの協議により変更することがあります。

算定に関する事項

イ．算定機関の名称並びに当社及びPPJとの関係

大和証券は当社及びPPJから独立した算定機関であり、当社及びPPJの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

ロ．算定の概要

大和証券は、当社株式については、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用し、PPJ株式については、PPJが非上場会社であるため、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。

各評価手法による当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合のPPJ株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

算定方式		株式交換比率の評価レンジ
当社	PPJ	
市場株価法	DCF法	6.34～8.93

なお、大和証券は、市場株価法においては、当社株式につき、2023年2月16日を算定基準日として、算定基準日の終値株価、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の株価終値の単純平均値を採用して算定しております。

一方、大和証券がDCF法によるPPJの株式価値の算定に使用したPPJの財務予測(以下「本財務予測」といいます。)は、本株式交換及び本合併の実施を前提としない形で、有料会員数の増加及び広告宣伝費などのコスト削減効果による営業黒字への転換を見込んだPPJ策定の事業計画に対して、PPJへのマネジメント・インタビュー、直近までの業績動向、本合併によるシナジーの一部を考慮の上、当社が調整を行った見込み値を使用しておりますが、この財務予測には対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、赤字である営業利益が2024年3月期に黒字転換し、その後2025年3月期には大幅な増益になることを見込んでおります。

大和証券は、株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びPPJの資産又は負債(偶発債務を含みます。)に関して、個別の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、大和証券が当社の依頼により、当社の取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的とし当社に提出したものであり、当該算定結果は、大和証券が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、当社が上場廃止となる見込みはございません。また、PPJは非上場会社であるため、該当事項はございません。

公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換の公正性を担保するための措置として、当社及びPPJから独立した第三者算定機関である大和証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を踏まえて、PPJとの間で真摯に協議・交渉を行い、本株式交換を行うことについて、2023年2月17日開催の取締役会において決議いたしました。なお、当社は、大和証券から、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

また、当社は、本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選任し、法的な観点から諸手続及び対応等について助言を受けております。なお、シティユーワ法律事務所は、当社及びPPJから独立しており、当社及びPPJの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

利益相反を回避するための措置

当社及びPPJの間には、特段の資本関係や取引関係はなく、また、両社に相手方の役員又は従業員を兼務する者もないことから、本株式交換の実施に当たって両社間に特段の利益相反関係は生じないと考えられるため、上記「公正性を担保するための措置」に記載の措置以外に、特段の利益相反を回避するための措置は講じていません。

- (5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS
本店の所在地	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役社長CEO 宇野 康秀
資本金の額	96百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	グループ会社の経営管理等

2. 特定子会社の異動に関する事項

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン
住所	東京都港区赤坂一丁目12番32号
代表者の氏名	代表取締役社長 田中 徹
資本金の額	100百万円
事業の内容	動画配信等のプラットフォーム運営等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 個

異動後 320,000個

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 %

異動後 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本株式交換の実施により、PPJは当社の子会社となり、また、PPJの資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、PPJは当社の特定子会社に該当するためです。

異動の年月日

2023年3月31日(予定)

3. 子会社取得の決定に関する事項

(1) 取得対象子会社についての事項

上記「1. 本株式交換に関する事項」の「(1) 本株式交換の相手会社についての事項」に記載のとおりです。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

上記「1. 本株式交換に関する事項」の「(2) 本株式交換の目的」に記載のとおりです。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式取得価額(概算額) 6,163百万円

アドバイザー費用等(概算額) 185百万円

合計(概算額) 6,348百万円

(注)「株式取得額(概算額)」は、本株式交換により交付する当社株式株2,540,800(予定)を、1株当たり2,426円(本株式交換の決議日の前営業日である2023年2月16日の東京証券取引所の終値)で換算した額となります。

以上